

施設利用料のご案内

船橋ケアセンター
2024年6月1日

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険給付の対象となるサービスの内、自己負担となる利用料金
利用料金 = (予防)訪問リハビリテーション費 + 各種加算

(予防)訪問リハビリテーション費 所定単位数 上段(予防)298単位・下段(介護)308単位/1回20分			+	(予防)サービス提供体制強化加算 I 所定単位数 6単位/1回20分			+	各種 加算
負担割合		1回/20分 負担金額		1回/20分 負担金額				
1割	予防	318円		7円				
	介護	329円						
2割	予防	636円		13円				
	介護	657円						
3割	予防	953円		19円				
	介護	985円						

※勤続7年以上の者が1名以上
配置されている場合

各種加算

		所定 単位数	負担割合・金額			
			1割	2割	3割	
(予防)短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)又は認定日から3月以内 集中的な個別リハビリを行った場合	200	214円/日	427円/日	640円/日	
リハビリテーションマネジメント加算	イ	定期的にリハビリテーション会議を開催し リハビリ計画書の見直しを行っていること	180	192円/月	384円/月	576円/月
	ロ	・定期的にリハビリテーション会議を開催し リハビリ計画書の見直しを行っていること ・厚生労働省にデータ提出し活用していること	213	227円/月	454円/月	681円/月
	上記イ・ロについて事業所の医師が説明、同意を 得た場合加算		270	288円/月	576円/月	864円/月
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)又は利用開始日から3月以内 認知症に係る集中的なリハビリを行った場合	240	256円/日	512円/日	768円/日	
(予防)口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関 及び介護支援専門員に情報提供した場合	50	54円/月	107円/月	160円/月	
(予防)退院時共同指導加算	利用者の退院にあたり理学療法士等がカンファ レンスに参加し共同指導を行った場合	600	640円/回	1,280円/回	1,919円/回	
予防訪問リハ12月超減算	利用開始月から起算して12月を超えた 期間に介護予防訪問リハビリを行った場合	-30	-32円/回	-64円/回	-96円/回	
	※定期的にリハビリ会議を開催、計画の見直しを行い、厚生労働省にデータ提出している 場合上記減算なし					

※訪問リハビリテーション費及び各種加算は所定単位数に4級地域加算分(1単位=10.66)を
掛けて算出されます

※全ての利用料金は、1日単位に利用日数を計算しますと、端数の関係で多少金額が異なります

介護保険給付の対象とならないサービス利用料金

通常の事業の実施地域を超えて行う場合に要する交通費 実施地域より1kmを超えるごとに 200円

※1カ月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度額」を
超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となりますのでご了承ください

※上記金額・内訳につきましては、厚生労働大臣が定める基準により変更されることがありますのでご了承ください